

杉並区、犯罪被害者支援 開始から1年半

# 詐欺・窃盗相談がトップ

## 制度のPRなお課題

杉並区が犯罪被害者支援のあるものにした」と話を開始してから1年半。警察庁は半年度から犯罪被害者の遺族による講演会を財政支援する取り組みを始めるが、現在23区では被害者らを支援しているのは杉並区にとどまっている。区は支援制度をPRして「実効性のあるものにした」と話している。

杉並区は昨年4月、犯罪の被害者や遺族の支援を開始した。区役所に設置した総合支援窓口で相談員が被害者らの相談にのるほか、一時的に利用する住居の提供、家事や育児支援、資金の貸付、警察や裁判所などへの付き添いも実施する。

昨年度の相談件数は70件で、詐欺や窃盗の被害相談が最も多く、横行や傷害、凶悪犯罪などが後に続いた。被害者への支援策として、助言・情報提供が28件、関係機関などの紹介が25件、貸付が1件と多かった。区管理課は「かわつた被害者から心強かったと言われたこともあるが、それが満足いく支援かどうか、区では分からない。でも、満足いく支援ができていないかはまたあとと想う」と話し

ホランテニア養成学校

「すぎなみ地域大学」の修了生26人が犯罪被害者の支援員に登壇。行政書士の小原幹島さん(34)もその一人だ。小原さんは以前、ストーカーの被害者から相談を受け警察に付き添ったが、「即座に対応してくれる感じではなかった」として、被害者にどんな支援ができるか考えさせられたのがすぎなみ地域大学の受講のきっかけになった。その講座では遺族が交通事故で亡くなった体験談などを通して、「混乱した精神状態にある被害者が何を求めているのかを聞くのが重要」と学んだ

支援員の初仕事は、今月上旬に被害者の生前の写真、遺族の思いを紹介したパネル展で、区の被害者支援制度のPRなどをする予定だ。

新聞やテレビで報道された事故、事件であっても、個人情報保護の壁に阻まれ、区から被害者に「コンタクトを取りたい」という。そのため、被害に遭った時に支援制度を活用してもらえようという区民に通知していくのが最大の課題。

小原さんは「今回、うまくPRできたと思う。被害者が社会で孤立するのを防ぐいいことでは

ないので、口づつで徐々にこの制度を広めるとPR活動に専念するだけではなく、「区民が犯罪被害者への接し方を知っていれば、被害者を傷つけることはなくなっていくと思う。区民に知識も広げていきたい」と意気込む。

(上)  
都政新報  
2007年(平成19年)10月16日号  
において被害者支援の取り組みが紹介されました。